平成３０年（フ）第１０号
北海道網走郡美幌町字日の出１丁目15番地の３
債務者　石下　隆則
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第３９９号
盛岡市山岸６丁目37番52号
債務者　佐藤　幸治
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１２号
宮城県石巻市小船越字山畑173番地
債務者　三浦　智代
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第７号
山形県米沢市桜木町１番67号
債務者　土屋　　孝
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第２６号
群馬県前橋市平和町１丁目13番６号
債務者　藤掛　洋二
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１７６７号
さいたま市桜区大字大久保領家418番地３　コパンリール207、旧住所山梨県甲府市城東１丁目16番22号
債務者　嶋田　裕良
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７６８号
さいたま市桜区大字大久保領家418番地３　コパンリール207、旧住所山梨県甲府市城東１丁目16番22号
債務者　嶋田　京子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８４３号
埼玉県上尾市大字中新井443番地20　アトリエ・クレヨンハウス302、旧住所さいたま市西区大字内野本郷451番地12　ソリテア大宮第２　201号
債務者　矢口　　誠
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８６４号
さいたま市南区内谷５丁目25番３号　マインハイム102
債務者　三原　裕香
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７５３号
埼玉県越谷市東越谷10丁目45番地１　ドゥ・ダイヤ203
債務者　二本柳志保（旧姓下館）
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第５９号
埼玉県越谷市大間野町１丁目80番地１　サンジュリアン201号
債務者　安住　秀一
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第７３号
埼玉県春日部市上蛭田195番地２　県営春日部豊春北団地１棟101号
債務者　甲斐笑美子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第３５号
埼玉県本庄市児玉町吉田林66番地２
債務者　岩上　典子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第３８号
埼玉県深谷市宿根557番地３
債務者　野村　嘉寛
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第８１３号
川崎市幸区南加瀬４丁目36番１―202号
債務者　嶋田　真美
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８３６号
川崎市幸区下平間１番地２　鹿島田グリーンハイツ　２―814
債務者　関　　友香
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８３９号
川崎市幸区小向町15番７号
債務者　石井美由紀
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係